

1 中野市環境審議会について

中野市環境審議会条例 平成17年4月1日条例第113号

(設置)

第1条 環境の保全、一般廃棄物の減量その他環境に関する事項について調査審議するため、中野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 中野市環境基本条例（平成17年中野市条例第112号）第7条の規定による環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 中野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年中野市条例第110号）第12条第1項に規定する手数料に関すること。
- (3) 中野市環境保全及び公害防止に関する条例（平成17年中野市条例第115号）第10条第1項に規定する河川の水質に係る環境の基準、第11条第1項に規定する水質汚濁等の規制基準及び第28条第1項に規定する環境保全地区の指定に関すること。
- (4) 中野市自然保護条例（平成17年中野市条例第114号）第6条第1項に規定する自然休養地の指定及び第10条第1項第3号に規定する規則に定める基準に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境に関する事項について調査審議を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 団体から推薦のあった者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 中野市環境審議会の公開について

- (1) 環境審議会は、市民や報道機関に対し原則公開とします。ただし、以下のものは非公開とします。
 - ・中野市個人情報保護条例で定める個人情報を含む会議事項
 - ・会長が審議会に諮り非公開と認める会議事項
- (2) 報道機関によるカメラ、ビデオカメラ等の撮影は、開会までの時間とします。
- (3) 審議会の資料、会議録等は原則市公式ホームページに掲載します。ただし、以下のものは非掲載とします。
 - ・個人情報
 - ・非公開と認めた会議事項
 - ・会議録における発言した委員の氏名
 - ・公開することによって事業活動に支障をきたすおそれがあるもの
- (4) このほか、非公開または非掲載については、その都度の審議会において決定します。

(参考)

中野市個人情報保護条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報を除く。

平成21年6月27日 環境審議会決定

中野市環境審議会委員名簿

(任期 平成 29 年 6 月 3 日～平成 31 年 6 月 2 日)

氏 名	推薦団体等	備 考
小林 之美	環境省 自然公園指導員	条例第3条2(1) 識見を有する者
丸山 和広	中野市区長会	第3条2(2) 団体推薦
清野 信之	中野市農業委員会	〃
伊藤 茂	中野市校長会	〃
鈴木 富夫	信州中野商工会議所	〃
望月 隆	中野市農業協同組合	〃
竹内 義明	北信州森林組合	〃
宮沢 隆好	中野市衛生自治会	〃
小山 むつ子	中野市消費者の会	〃
片山 求	中野青年会議所	〃
丸山 久治	中野市豊田特産振興会	〃
津金 裕子	ふるさと虹の会	〃
高澤 弘幸	ながの農業協同組合	〃
山岸 恒夫	公募	第3条2(3) 公募
金井 哲雄	公募	〃
川島 幸子	公募	〃
宮澤 なおみ	公募	〃
福島 芳枝	公募	〃